

国指定風蓮湖鳥獸保護区
指定計画書
(案)

平成25年7月24日
環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

風蓮湖鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

北海道根室市東梅の春国岱橋西側境界線の南端と風蓮湖汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を南西に進み第 1 東梅川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し国道 44 号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南西に進み川口 94-1 番地の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同 91-1 番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同 79-1 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同 79-6 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同 79-5 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み風蓮湖汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み野付郡別海町本別海 9-11 番地の東側境界線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を北進し国道 244 号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し同 9-58 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同 9-63 番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国道 244 号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み西別川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進みオホーツク海汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み同町走古丹の東端に至り、同所から同所と根室市春国岱の西端とを結んだ直線を南進し同市春国岱の西端に至り、同所からオホーツク海汀線を北東に進み春国岱橋西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 25 年 7 月 24 日から平成 45 年 7 月 23 日まで (20 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

風蓮湖及びその周辺地域には広大な藻場、大規模なヨシ群落等の湿原、湖岸沿いの干潟、砂嘴上の海岸草原、原生的な森林や二次的な森林等の多様な自然環境が見られる。こうした多様な環境のもと、当該地域には多種多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は 59 科 339 種、哺乳類は 9 科 26 種 (海獣を除く。) に上る。特に生態系の頂点に位置する猛禽類や水鳥類の多様さは、当該区域の自然生態系が原生的な様相を保っていることを示している。

当該区域には広大な水面とその周辺の湿原等が広く含まれており、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地として日本国内のみならず国際的にも重要な場所となっている。また、風蓮湖の湖岸や流入河川沿いに形成された湿原や周辺地域においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ等の希少な鳥類の繁殖が複数確認されている。

このように、当該区域はガンカモ類やシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の大規模渡来地であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥等の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

（1）保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 8,139 ha (7,806 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野 1,231 ha (1,095 ha)

農耕地 37 ha (30 ha)

その他 932 ha (1,462 ha)

水 面 5,939 ha (5,219 ha)

イ 所有者別内訳

国有地 224 ha (732 ha)

財務省所管 223 ha (731 ha)

農林水産省所管 1 ha (1 ha)

地方公共団体有地 876 ha (876 ha)

都道府県有地 12 ha (0 ha)

市町村有地等 864 ha (876 ha)

私有地等 1,100 ha (979 ha)

公有水面 5,939 ha (5,219 ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（野付・風蓮道立自然公園） 8,105 ha (7,806 ha)

特別地域 8,026 ha (7,725 ha)

普通地域 79 ha (81 ha)

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は北海道東端の根室半島基部に位置し、根室市及び野付郡別海町にまたがる風蓮湖とその流入河川、オホーツク海に面した根室市春国岱及び別海町走古丹を主とする区域である。

イ 地質、地形等

風蓮湖は、中央部が根室湾に開口した汽水の海跡湖であり、東西約20km、周囲約65km、面積約56km²、最大水深約11mである。湖の北側には、ポンヤウシュベツ川、ケネヤウシュベツ川、風蓮川等、南側には、厚床川、別当賀川等の小河川が流入し、それぞれの河口部は湿原が形成されている。

当該地域周辺の地形は、根室湾の沿岸流によって湾の一部が閉鎖されてできた潟湖である風蓮湖や温根沼の周辺に発達する低地と、それを取り巻く台地、段丘地の2つの地形区に大別することができる。低地は風蓮低地と称され、周辺の平坦な台地を刻んで形成された大小の河川流域と湖、海岸付近の沖積地であり、三角州性低地が発達している。三角州性低地は大部分が極端な低湿地であり北海道でも有数の泥炭地帯になっている。風蓮低地を取り巻く台地、段丘地は、別海台地、根室台地、浜中台地に3分され、いずれも火山性ロームが堆積したローム台地であり、更にもその上部を新しい火山灰が覆っている。

ウ 植物相の概要

植生は河川流域と湖岸沿いに広がる低層湿原、中間湿原、高層湿原と海岸沿いに分布する塩湿地群落及び海岸砂丘上に成立する自然草原のほか、沼沢林、針葉樹林、針広混交林、広葉樹林などの森林に加え、湖内の水生植物群落などを含めて良好な自然環境を形成している。特に春国岱には本邦では唯一のものとされている砂丘上に形成されたアカエゾマツの純林が分布しており、その他、ハマナスの大群落などを見ることができる。

水域には、エビアマモが概ね湖の全域に自生しているほか、アナアオサ、ポウアオノリ、アサミドリシオグサ、タルガタジュズモ、モッキヒトエ、エゾヤハズ、ネバリモ、ツルモ、アナメ、ウガノモク、ウミノトラノオ、オゴノリ、マツモ、ハケサキノコギリヒバ、アリューシャンノコギリヒバ、クシベニヒバ等の海藻類の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

当該地域は、鳥類では、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウ等の

国内希少野生動植物種、オオハクチョウ、ヒシクイ、コクガン、ヒドリガモ、オナガガモ、スズガモ、ホオジロガモ等のガンカモ類、メダイチドリ、キアシシギ等のシギ・チドリ類等の生息が確認されている。哺乳類ではエゾシカ、エゾヒグマ等が確認されている。魚類では、シロザケ、アメマス、ニジマス、イトウ、チカ、コマイ、ニシン等の生息が確認され、貝類ではアサリ、ヒメアサリ、イソシジミ、ヤマトシジミ、オオノガイ等の生息が確認されている。また、甲殻類では、ホッカイエビ、スジエビ、エビジャコ、トゲオヨコエビ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該鳥獣保護区に隣接する農地ではエゾシカによる農業被害が確認されている。別海町走古丹地区において、平成 20 年度に北海道エゾシカ保護管理計画に基づくエゾシカの個体数調整を 2 件許可している。また、エゾシカと車との衝突等の生活被害が発生していることから、平成 24 年度から別海町による生活被害の防止のための有害鳥獣捕獲が実施されている。今後も希少鳥獣への影響に配慮しながら、エゾシカの有害鳥獣捕獲については適切に許可するものとする。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律法第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 国指定鳥獣保護区の設定及び維持管理に関する事項

- | | |
|--------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 30 本 |
| (2) 案内板 | 5 基 |

国指定風蓮湖鳥獸保護区
風蓮湖特別保護地区
指定計画書
(案)

平成25年7月24日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

風蓮湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

風蓮湖鳥獣保護区のうち、北海道根室市川口、東梅及び酪陽の区域（風蓮湖河川敷地を除く。）、野付郡別海町走古丹及び本別海の区域並びに平成3年11月農林水産省告示第1360号により指定された走古丹漁港の区域を除いた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成25年7月24日から平成45年7月23日（20年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

風蓮湖及びその周辺地域には広大な藻場、大規模なヨシ群落等の湿原、湖岸沿いの干潟、砂嘴上の海岸草原、原生的な森林や二次的な森林等の多様な自然環境が見られる。こうした多様な環境を受けて、当該地域には多種多様な動物相が見られ、これまでに記録された鳥類は59科339種、哺乳類は9科26種（海獣を除く。）に上る。特に生態系の頂点に位置する猛禽類や水鳥類の多様さは、当該区域の自然生態系が原生的な様相を保っていることを示している。

当該区域には広大な水面とその周辺の湿原等が広く含まれていることから、ガンカモ類、シギ・チドリ類等の渡り鳥の大規模な渡来地、繁殖地として日本国内のみならず国際的にも重要な場所となっており、2005年にはラムサール条約湿地に登録されている。また、風蓮湖の湖岸や流入河川沿いに形成された湿原や森林においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウ、オジロワシ等の希少な鳥類の繁殖が複数確認されている。

当該区域のうち、風蓮湖の公有水面及び風蓮湖周辺の湿原は、特に水鳥の渡りの休息場所及び採餌場所として重要であり、渡りの時期には多数のガンカモ類が飛来し、日本国内における重要な渡りの中継地となっている。また、春国岱は砂嘴上に大規模な海岸植生を有し、特に春季から夏季にかけては草原性鳥類が大規模に飛来し、繁殖する重要な環境となっている。

このように、当該区域は鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第

88号) 第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する渡り鳥等の保護及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 6,507 ha (6,139 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野 285 ha (937 ha)

農耕地 32 ha (0 ha)

その他 272 ha (0 ha)

水 面 5,918 ha (5,202 ha)

イ 所有者別内訳

国有地 0 ha (492 ha)

地方公共団体有地 279 ha (273 ha)

市町村有地等 279 ha (273 ha)

私有地等 310 ha (172 ha)

公有水面 5,918 ha (5,202 ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（野付・風蓮道立自然公園） 6,556 ha (6,139 ha)

特別地域 6,473 ha (6,139 ha)

普通地域 0 ha (0 ha)

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は北海道東端の根室半島基部に位置し、根室市及び野付郡別海町にまたがる風蓮湖とその流入河川、オホーツク海に面した根室市春国岱及び別海町走古丹を主とする区域である。

イ 地質、地形等

風蓮湖は、中央部が根室湾に開口した汽水の海跡湖であり、東西約20km、周囲約65km、面積約56km²、最大水深約11mである。湖の北側には、ポンヤウシュベツ川、ケネヤウシュベツ川、風蓮川等、南側には、厚床川、別当賀川等の小河川が流入し、それぞれの河口部は湿原が形成されている。

当該地域周辺の地形は、根室湾の沿岸流によって湾の一部が閉鎖されてできた潟湖である風蓮湖や温根沼の周辺に発達する低地と、それを取り巻く台地、段丘地の2つの地形区に大別することができる。低地は風蓮低地と称され、周辺の平坦な台地を刻んで形成された大小の河川流域と湖、海岸付近の沖積地であり、三角州性低地が発達している。三角州性低地は大部分が極端な低湿地であり北海道でも有数の泥炭地帯になっている。風蓮低地を取り巻く台地、段丘地は、別海台地、根室台地、浜中台地に3分され、いずれも火山性ロームが堆積したローム台地であり、更にその上部を新しい火山灰が覆っている。

ウ 植物相の概要

植生は河川流域と湖岸沿いに広がる低層湿原、中間湿原、高層湿原と海岸沿いに分布する塩湿地群落及び海岸砂丘上に成立する自然草原のほか、沼沢林、針葉樹林、針広混交林、広葉樹林などの森林に加え、湖内の水生植物群落などを含めて良好な自然環境を形成している。特に春国岱には本邦では唯一のものとされている砂丘上に形成されたアカエゾマツの純林が分布しており、その他、ハマナスの大群落などを見ることができる。

水域には、エビアマモが概ね湖の全域に自生しているほか、アナアオサ、ボウアオノリ、アサミドリシオグサ、タルガタジュズモ、モッキヒトエ、エゾヤハズ、ネバリモ、ツルモ、アナメ、ウガノモク、ウミノトラノオ、オゴノリ、マツモ、ハケサキノコギリヒバ、アリューシャンノコギリヒバ、クシベニヒバ等の海藻類の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

当該地域は、鳥類では、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウ等の

国内希少野生動植物種、オオハクチョウ、ヒシクイ、コクガン、ヒドリガモ、オナガガモ、スズガモ、ホオジロガモ等のガンカモ類、メダイチドリ、キアシシギ等のシギ・チドリ類等の生息が確認されている。哺乳類ではエゾシカ、エゾヒグマ等が確認されている。魚類では、シロザケ、アメマス、ニジマス、イトウ、チカ、コマイ、ニシン等の生息が確認され、貝類ではアサリ、ヒメアサリ、イソシジミ、ヤマトシジミ、オオノガイ等の生息が確認されている。また、甲殻類では、ホッカイエビ、スジエビ、エビジャコ、トゲオヨコエビ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該鳥獣保護区に隣接する農地ではエゾシカによる農業被害が確認されている。特別保護地区内においては有害鳥獣駆除の許可実績はない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律法第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 国指定鳥獣保護区の設定及び維持管理に関する事項

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 特別保護地区用制札 | 5 本 |
| (2) 案内板 | 5 基 |

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
アビ目	アビ科	アビ	
		オオハム	
		シロエリオオハム	
カイツブリ目	カイツブリ科	ハシジロアビ	
		カイツブリ	
		ハジロカイツブリ	
		ミミカイツブリ	○
		アカエリカイツブリ	○
ミズナギドリ目	アホウドリ科	コアホウドリ	EN
	ミズナギドリ科	フルマカモメ	
		オオミズナギドリ	
		ハイイロミズナギドリ	
		ハシボソミズナギドリ	
	ウミツバメ科	ハイイロウミツバメ	
コシジロウミツバメ			
ペリカン目	カツオドリ科	カツオドリ	
	ウ科	カワウ	
		ウミウ	○
		ヒメウ	EN
		チシマウガラス	CR、国内希少
ゲンカンドリ科	コゲンカンドリ		
コウノトリ目	サギ科	ゴイサギ	
		アカガシラサギ	
		アマサギ	
		ダイサギ	
		チュウサギ	NT
		コサギ	
		カラシラサギ	NT
	アオサギ	○	
	コウノトリ科	コウノトリ	CR、国内希少、特天
	ナベコウ		
トキ科	クロツラヘラサギ	EN	
カモ目	カモ科	シジュウカラガン	CR、国内希少
		コクガン	VU、国天
		マガン	NT、国天
		カリガネ	EN
		ヒシクイ	VU、国天
		ハクガン	CR
		ナキハクチョウ	
		オオハクチョウ	○
		コハクチョウ	
		アカツクシガモ	
		ツクシガモ	VU
		オシドリ	DD
		マガモ	○
		カルガモ	
		コガモ	○
		トモエガモ	VU
		ヨシガモ	
		オカヨシガモ	
		ヒドリガモ	○
		アメリカヒドリ	
オナガガモ	○		
シマアジ			
ハシビロガモ	○		
ホシハジロ			
オオホシハジロ			

		キンクロハジロ		○
		スズガモ		○
		コケワタガモ		
		ケワタガモ		
		クログモ		○
		ビロードキンクロ		
		アラナミキンクロ		
		シノリガモ		○
		コオリガモ		○
		ホオジロガモ		○
		ヒメハジロ		
		ミコアイサ		
		ウミアイサ		○
		カワアイサ		○
タカ目	タカ科	ミサゴ	NT	
		ハチクマ	NT	
		トビ		○
		オジロワシ	VU、国内希少、国天	○
		オオワシ	VU、国内希少、国天	○
		オオタカ	NT、国内希少	
		アカハラダカ		
		ツミ		
		ハイタカ	NT	
		ケアシノスリ		
		オオノスリ		
		ノスリ		○
		クマタカ	EN、国内希少	
		イヌワシ	EN、国内希少、国天	
		ハイイロチュウヒ		
		チュウヒ	EN	
	ハヤブサ科	シロハヤブサ		
		ハヤブサ	VU、国内希少	
		チゴハヤブサ		
		コチョウゲンボウ		
		アカアシチョウゲンボウ		
		チョウゲンボウ		
キジ目	ライチョウ科	エゾライチョウ	DD	
	キジ科	ウズラ	VU	
		キジ		
ツル目	ツル科	タンチョウ	VU、国内希少、特天	○
		ソデグロヅル	国際希少	
		アネハヅル		
	クイナ科	クイナ		
		ヒクイナ	NT	
		バン		
		ツルクイナ		
		オオバン		
チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ		○
	チドリ科	ハジロコチドリ		
		コチドリ		
		イカルチドリ		
		シロチドリ	VU	○
		メダイチドリ		○
		オオメダイチドリ		
		コバンチドリ		
		ムナグロ		○
		ダイゼン		○
		ケリ	DD	
		タゲリ		
	シギ科	キョウジョシギ		○
		ヨーロッパトウネン		

	トウネン		○
	ヒバリシギ		
	オジロトウネン		
	ヒメウズラシギ		
	アメリカウズラシギ		
	ウズラシギ		
	チシマシギ	DD	
	ハマシギ	NT	○
	サルハマシギ		
	コオバシギ		
	オバシギ		
	ミユビシギ		
	ヘラシギ	CR	
	エリマキシギ		
	コモンシギ		
	キリアイ		
	オオハシシギ		
	シベリアオオハシシギ	DD	
	ツルシギ	VU	
	アカアシシギ	VU	
	コアオアシシギ		
	アオアシシギ		○
	オオキアシシギ		
	コキアシシギ		
	カラフトアオアシシギ	CR、国内希少	
	クサシギ		
	タカブシギ	VU	
	メリケンキアシシギ		
	キアシシギ		○
	イソシギ		
	ソリハシシギ		
	オグロシギ		
	オオソリハシシギ	VU	○
	ダイシャクシギ		
	ホウロクシギ	VU	○
	チュウシャクシギ		○
	ハリモモチュウシャク		
	コシャクシギ	EN、国際希少	
	ヤマシギ		
	タシギ		
	オオジシギ	NT	○
	アオシギ		
	コシギ		
セイタカシギ科	セイタカシギ	VU	
ヒレアシシギ科	ハイイロヒレアシシギ		
	アカエリヒレアシシギ		
ツバメチドリ科	ツバメチドリ	VU	
トウゾクカモメ科	オオトウゾクカモメ		
	トウゾクカモメ		
	クロトウゾクカモメ		
	シロハラトウゾクカモメ		
カモメ科	ユリカモメ		○
	セグロカモメ		
	オオセグロカモメ		○
	ワシカモメ		○
	シロカモメ		○
	カモメ		
	ウミネコ		○
	ズグロカモメ	VU	
	ミツユビカモメ		
	カナダカモメ		

		ハジロクロハラアジサシ	
		クロハラアジサシ	
		ハシグロクロハラアジサシ	
		アジサシ	
		コシジロアジサシ	
		セグロアジサシ	
		コアジサシ	VU、国際希少
ウミスズメ科		ウミガラス	CR、国内希少
		ハシブトウミガラス	
		ウミバト	
		ケイマフリ	VU
		マダラウミスズメ	DD
		ウミスズメ	CR
		エトロフウミスズメ	
		シラヒゲウミスズメ	
		コウミスズメ	
		ウミオウム	
		ウトウ	
		ツノドリ	
		エトドリカ	CR、国内希少
ハト目	ハト科	キジバト	○
		アオバト	○
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	
		カッコウ	○
		ツツドリ	○
		ホトギス	
フクロウ目	フクロウ科	シロフクロウ	
		ワシミズク	CR、国内希少
		シマフクロウ	CR、国内希少、国天
		トラフズク	
		コミズク	
		コノハズク	
		オオコノハズク	
		キンメフクロウ	CR
		アオバズク	
		フクロウ	
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	NT
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	
		アマツバメ	○
ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	
		カワセミ	
	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	○
		ヤマゲラ	
		クマゲラ	VU、国天
		アカゲラ	○
		オオアカゲラ	
		コアカゲラ	
		コゲラ	○
スズメ目	ヒバリ科	ヒメコウテンシ	
		コヒバリ	
		ヒバリ	○
		ハマヒバリ	
	ツバメ科	ショウドウツバメ	○
		ツバメ	
		コシアカツバメ	
		イワツバメ	
	セキレイ科	ツメナガセキレイ	
		キセキレイ	
		ハクセキレイ	○
		セグロセキレイ	

	ビンズイ		○
	セジロタヒバリ		
	ムネアカタヒバリ		
	タヒバリ		○
サンショウクイ科	サンショウクイ	VU	
ヒヨドリ科	ヒヨドリ		○
モズ科	モズ		
	アカモズ	EN	
	オオモズ		
レンジャク科	キレンジャク		
	ヒレンジャク		
カワガラス科	カワガラス		
ミソサザイ科	ミソサザイ		○
イワヒバリ科	カヤクグリ		
ツグミ科	コマドリ		
	ノゴマ		○
	オガワコマドリ		
	コルリ		
	ルリビタキ		○
	ジョウビタキ		
	ノビタキ		○
	イソヒヨドリ		
	トラツグミ		
	マミジロ		
	クロツグミ		
	アカハラ		
	シロハラ		
	マミチャジナイ		
	ツグミ		○
	ノハラツグミ		
ウグイス科	ヤブサメ		
	ウグイス		○
	エゾセンニュウ		○
	シマセンニュウ		○
	マキノセンニュウ	NT	
	コヨシキリ		○
	カラフトムジセツカ		
	メボソムシクイ		
	エゾムシクイ		○
	センダイムシクイ		○
	キクイタダキ		
ヒタキ科	キビタキ		
	ムギマキ		
	オジロビタキ		
	オオルリ		
	サメビタキ		
	エゾビタキ		
	コサメビタキ		○
エナガ科	エナガ		○
シジュウカラ科	ハシブトガラ		○
	コガラ		
	ヒガラ		○
	ヤマガラ		
	シジュウカラ		○
ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ		○
キバシリ科	キバシリ		
メジロ科	メジロ		
ホオジロ科	シラガホオジロ		
	ホオジロ		
	ホオアカ		
	コホオアカ		

	カシラダカ		
	ミヤマホオジロ		
	<u>シマアオジ</u>	CR	
	アオジ		○
	クロジ		
	シベリアジュリン		
	オオジュリン		○
	ツメナガホオジロ		
	ユキホオジロ		
	ウタスズメ		
	ミヤマシトド		
	キガシラシトド		
アトリ科	アトリ		
	カワラヒワ		○
	マヒワ		
	ベニヒワ		
	コベニヒワ		
	ハギマシコ		
	アカマシコ		
	オオマシコ		
	ギンザンマシコ		
	イスカ		
	ナキイスカ		
	ベニマシコ		○
	ウソ		○
	イカル		
	シメ		○
ハタオリドリ科	ニューナイスズメ		
	スズメ		○
ムクドリ科	コムクドリ		○
	ムクドリ		
コウライウグイス科	コウライウグイス		
カラス科	カケス		○
	ホシガラス		
	ハシボソガラス		○
	ハシブトガラス		○
	ワタリガラス		
合計	18目	59科	339種

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)
レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)
CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 VU、NT:NT危惧、DD:情報不足
LP:絶滅のおそれのある地域個体群
国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
国天:国指定天然記念物
特天:国指定特別天然記念物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣に指定された鳥獣。

イ 哺乳類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	カラフトヒメトガリネズミ エゾトガリネズミ オオアシトガリネズミ	
コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒメホオヒゲコウモリ ウスリドーベントンコウモリ ホンドノレンコウモリ ヒメホリカワコウモリ チチブコウモリ ニホンウサギコウモリ ニホンコテングコウモリ	VU
ウサギ目	ウサギ科	エゾユキウサギ	○
ネズミ目	リス科	エゾリス エゾシマリス エゾモモンガ	DD ○
	ネズミ科	ミカドネズミ エゾヤチネズミ エゾアカネズミ カラフトアカネズミ エゾヒメネズミ	
ネコ目	クマ科	エゾヒグマ	○
	イヌ科	エゾタヌキ キタキツネ	○ ○
	イタチ科	ホンドイタチ ニホンイイズナ ミンク	特定外来
ウシ目	シカ科	エゾシカ	○
合計	6目 9科	26種	

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

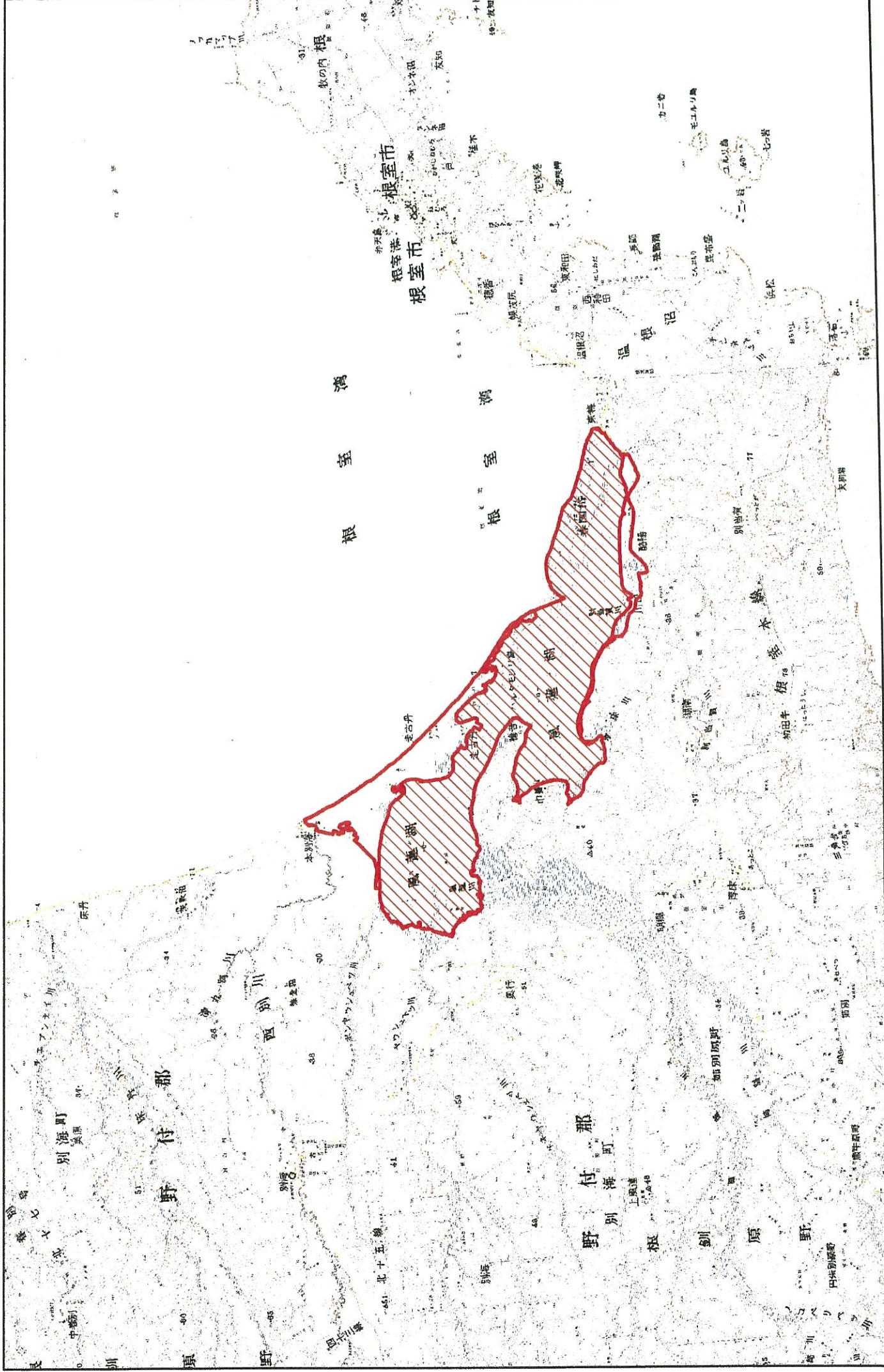
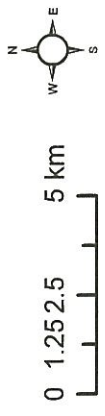
国天:国指定天然記念物

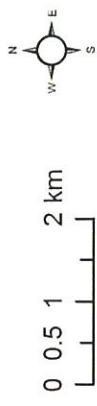
特天:国指定特別天然記念物

3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣に指定された鳥獣。

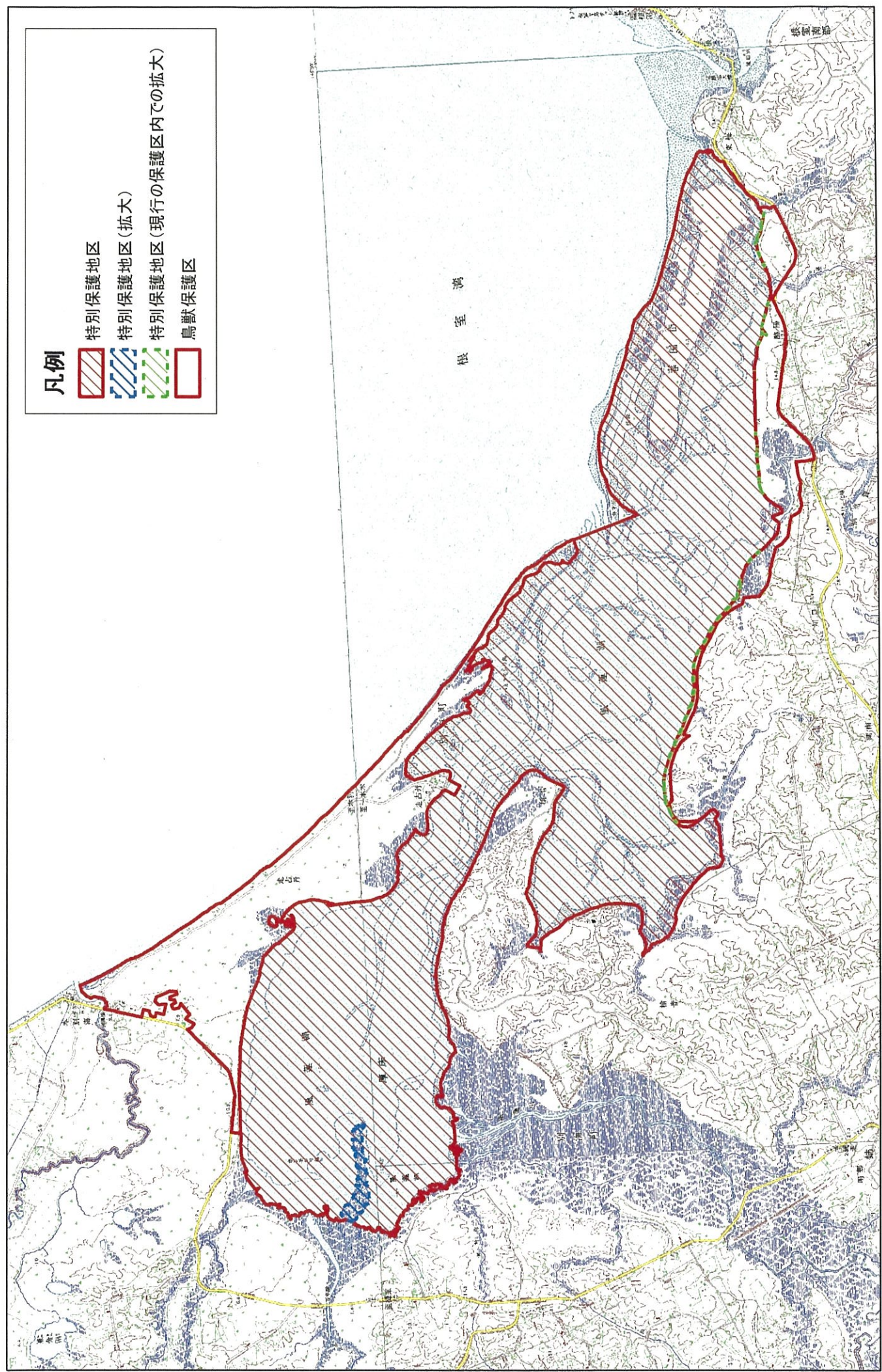
-  特別保護地区
-  鳥獣保護区

国指定風蓮湖鳥獣保護区及び同風蓮湖特別保護地区位置図









国指定風蓮湖鳥獣保護区及び同風蓮湖特別保護地区区域図



凡例

-  特別保護地区
-  特別保護地区(拡大)
-  特別保護地区(現行の保護区内での拡大)
-  鳥獣保護区

